

# 令和6年度 阿賀町の決算と財政状況

令和6年度の町の決算がまとまりました。決算は、町にどのようなお金が入り、どのようにお金を使ったかを表す町の家計簿です。決算を通して、みなさんが納めた税金の使いみちや町の財政状況などをお知らせします。

## 阿賀町の会計

地方公共団体の会計は一般会計と特別会計で経理されていますが、その区分は各団体様ではありません。このため団体相互の財政状況を比較する際は、一般行政部門を「普通会計」として整理する全国統一的な手法がとられます。阿賀町の普通会計には、一般会計、診療所特別会計（※1）及び町営スキー場事業特別会計が含まれます。

※1 診療所特別会計のうち、訪問看護ステーション事業は「公営企業会計」として区分しています。

## 令和6年度普通会計決算の概況

### 1 歳入歳出決算額

歳入は令和5年度に比べ、地方債で6億4,970万円、繰入金で4億6,289万4千円、地方交付税で3億3,224万7千円の増額となりました。これは五泉地域衛生施設組合における広域ごみ処理施設の建設のため、地方債の借入を行ったことによるものです。米価上昇等の影響を受け、ふるさと納税の減額等があったものの、歳入全体では10億8,000万円の増額となりました。

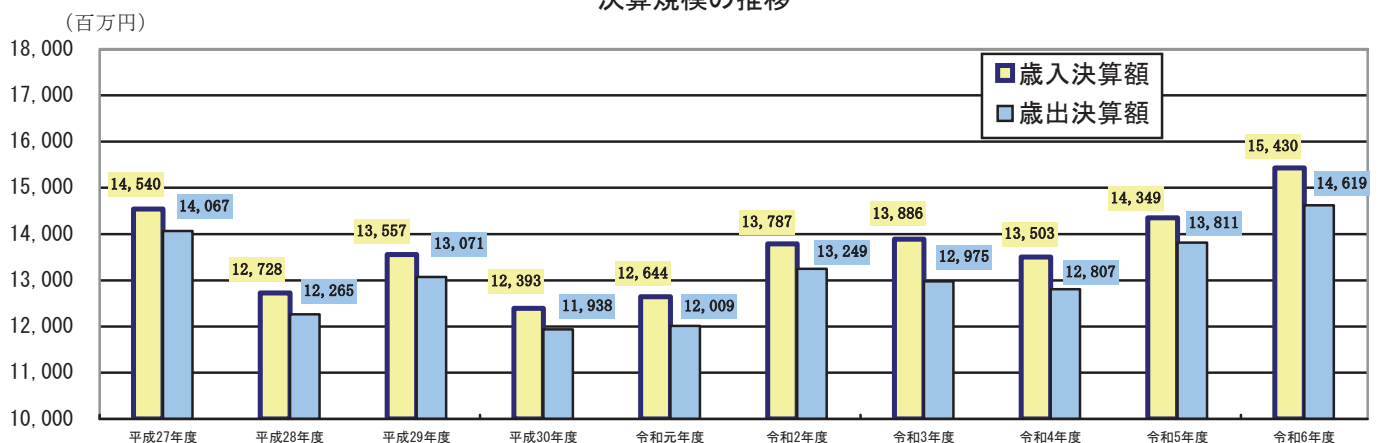
歳出は主に衛生費と教育費で増額し、商工費と総務費で減額となりました。減額の主な要因はデジタル田園都市国家構想交付金を受けた事業において、阿賀町アプリ実装事業（総務費）、道の駅阿賀の里の改修（商工費）の事業完了に伴う減少、ふるさと納税返礼経費（総務費）の縮小等があげられます。一方で、広域ごみ処理施設の建設の最終年を迎え五泉地域衛生施設組合への負担金の増（衛生費）、阿賀津川中学校及び三川小中学校体育館への空調設備設置事業（教育費）の実施により、歳出総額は令和5年度に比べ8億800万円の増額となりました。

|    | 令和6年度         | 令和5年度         | 増減額          |
|----|---------------|---------------|--------------|
| 歳入 | 154億2,968万5千円 | 143億4,940万3千円 | 10億8,028万2千円 |
| 歳出 | 146億1,894万7千円 | 138億1,060万5千円 | 8億834万2千円    |

### 2 決算額の推移

令和6年度の決算額は歳入歳出ともに令和5年度に比べ増額となり、経常的な一般財源の規模である標準財政規模は77億570万円であることから、決算規模は依然として大きい傾向にあります。

決算規模の推移



### 3 決算収支

決算収支には歳入と歳出の差額を示す形式収支のほか、いくつかの収支があります。（千円）

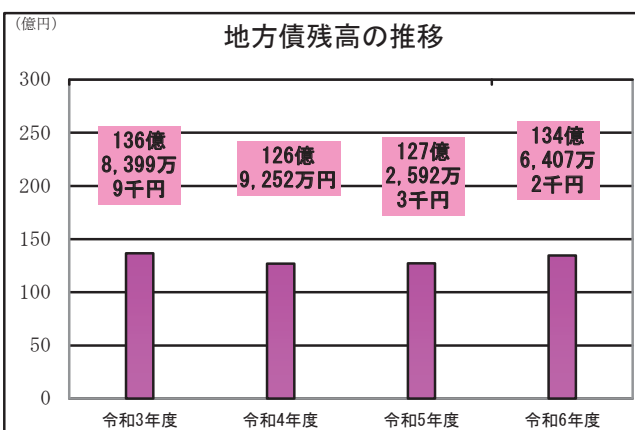
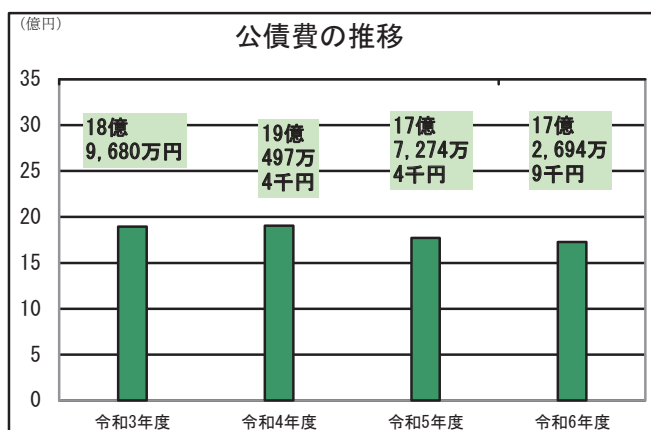
| 区分      | 令和6年度決算 | 令和5年度決算  | 増減額     |
|---------|---------|----------|---------|
| 形式収支    | 810,738 | 538,798  | 271,940 |
| 実質収支    | 714,569 | 409,875  | 304,694 |
| 単年度収支   | 304,694 | △154,925 | 459,619 |
| 実質単年度収支 | 285,468 | △44,118  | 329,586 |

- ※ 形式収支 … 地方公共団体のその年度の歳入総額から歳出総額を単純に差し引いたもの。年度内に収入された現金と支出された現金の差額です。
- ※ 実質収支 … 形式収支から翌年度に繰り越されるべき財源を控除した額が実質収支であり、累積の黒字又は赤字を表します。年度内に支出が終わらない見込みのあるものについては繰越明許費や事故繰越等として翌年度に繰り越されます。翌年度に繰り越されるべき財源とは、それに伴い繰り越されることになった、使い道の決まっている財源のことです。
- ※ 単年度収支 … 実質収支には前年度以前からの累積された黒字又は赤字が含まれていることから、当該年度だけの収支を把握するため、当該年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きます。
- ※ 実質単年度収支 … 単年度収支に当該年度に措置された黒字要素（財政調整基金積立額、地方債繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金取崩額）を控除した場合単年度収支が実質的にどのようなものか検証するものです。

#### 実質収支と実質単年度収支について

- ・ 実質収支には前年度以前から累積された黒字又は赤字が含まれています。
- ・ 前年度からの影響を遮断し、当該年度のみの実質的な収支状況を示したものが実質単年度収支です。
- ・ 実質収支が黒字であっても、実質単年度収支が赤字であれば、前年度までの黒字のおかげで当該年度もかろうじて黒字となっていることを示しています。この状態が続けば、やがて実質収支も赤字となります。
- ・ 地方財政の健全性（決算収支の均衡）の判断は実質収支が黒字か赤字かを見るだけでは不十分のため、実質収支が前年度と比べてどう増減したのか（単年度収支）に加え基金の積立てや取り崩し、地方債の繰上償還などを考慮した場合はどうか（実質単年度収支）を併せて見る必要があります。

### 4 公債費・地方債現在高



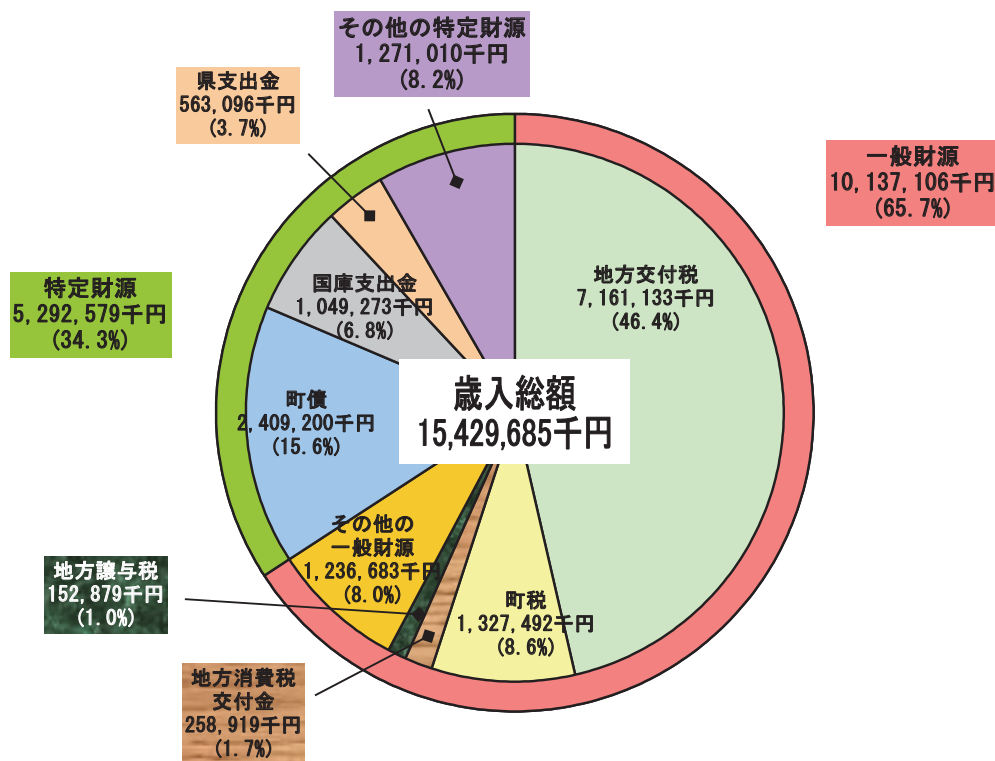
- ※ 「地方債」とは地方自治体が財政上必要とする資金を政府や銀行から調達することによって発生する長期的な債務（借金）のことで、その元金、利子や一時借入金の利子を支払うための経費を「公債費」といいます。

# 歳入

町に入ってくるお金には、どんな種類があって、どこから来ているのでしょうか。

## 1 歳入内訳の構成

歳入に占める割合は、地方交付税、町債、国庫支出金の順になっています。また、一般財源の割合は 65.7%でした。



- ※ 地方譲与税 … 国税として徴収したものを、国が一定の基準により、地方公共団体に対して譲与するものです。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税があります。
- ※ 地方消費税交付金 … 地方消費税の一部を財源として、県が人口と従業者数で按分し、市町村に対して交付するものです。
- ※ 地方交付税 … 全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった国税の一定割合を財源として、国が一定基準により市町村に交付するものです。

### 一般財源

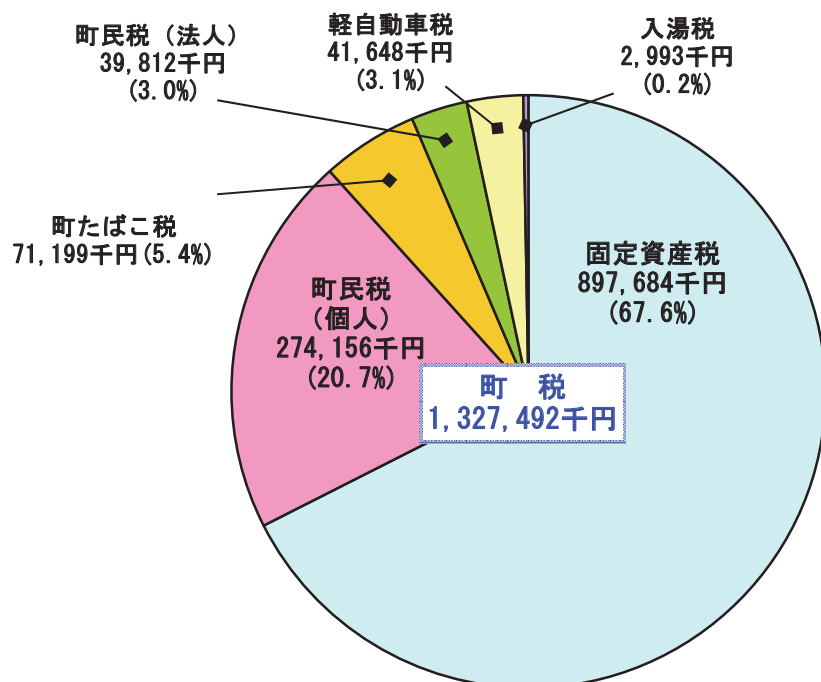
地方税や地方交付税のように、用途が特定されていない財源を一般財源と呼んでいます。ここでは、地方税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車税環境性能割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金等を一般財源として扱っています。町が様々な行政ニーズに適切かつ柔軟に対応するためには、この一般財源の確保が極めて重要になります。

### 自主財源と依存財源

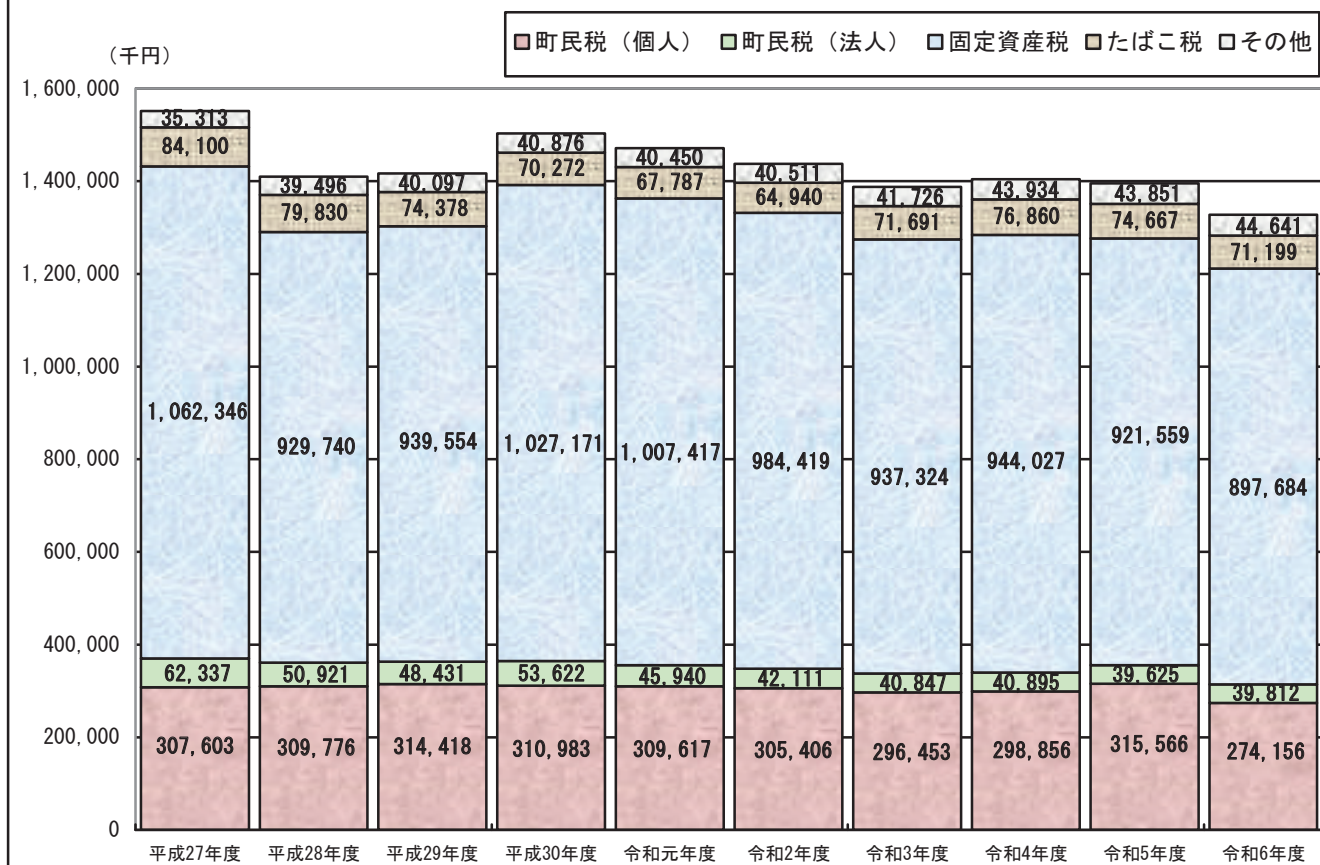
町の歳入は、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などのように町が自ら収入額を見積もり賦課徴収することのできる自主財源と、国庫支出金、地方交付税、地方譲与税などのように国から定められた額を交付されたり割り当てられたりする依存財源とに区分されます。地方公共団体が自主性を発揮して行政をすすめるためには、自主財源の確保が必要とされますが、阿賀町は自主財源が乏しく、歳入総額の 7 割以上が依存財源となっています。

## 2 町 税

町民の皆さんや町内に事務所などを持つ法人などに納めていただく税金です。町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税などがあり、町の自主財源でかつ一般財源でもあります。町民税及び固定資産税で町税収入の約91%を占めています。



町税の推移

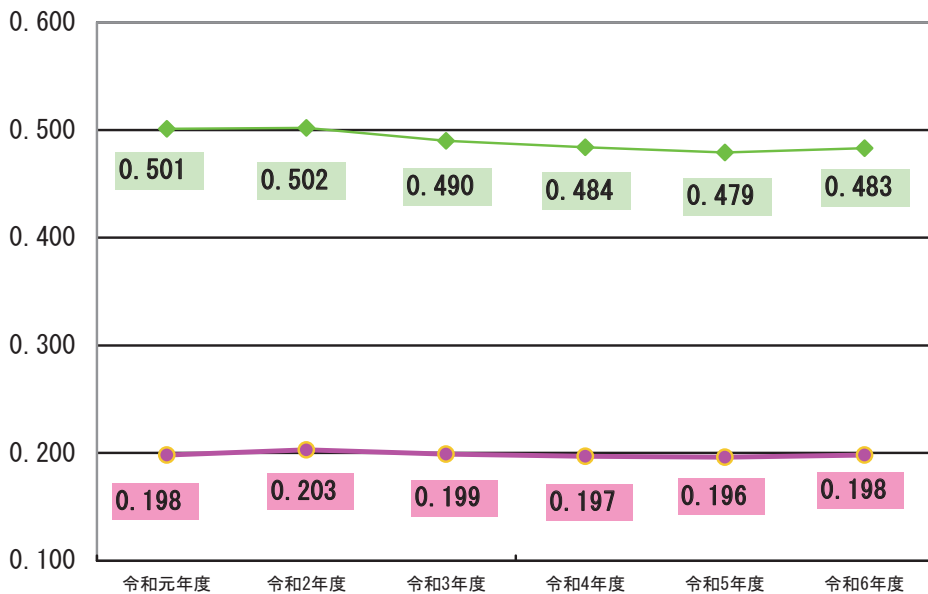


町税は、町民税（法人）、入湯税以外の税目で減少し、特に町民税（個人）は定額減税の影響により大幅に減少し、全体として6,777万6千円の減額となりました。宅地評価額の下落や償却資産の減に伴い固定資産税が減少傾向にあり、今後も人口や社会情勢の変化による減収が予測されます。

## 財政力指数

国が示したルールに沿って、阿賀町の規模（面積や人口、世帯数、納税者数、道路の長さや面積、学校の数、農家の数など多岐にわたる項目）から見込まれる収入（基準財政収入額）と支出（基準財政需要額）との割合（収入÷支出）をいいます。これが1に近いほど財政に余裕があるとされます。この指数が1より小さい場合は、その差額（不足分）が地方交付税である「普通交付税」として国から交付されます。阿賀町は、歳入の半分近くを地方交付税が占めており、地方交付税への依存度が高い状況にあります。

### 財政力指数の推移



### 財政力指数の

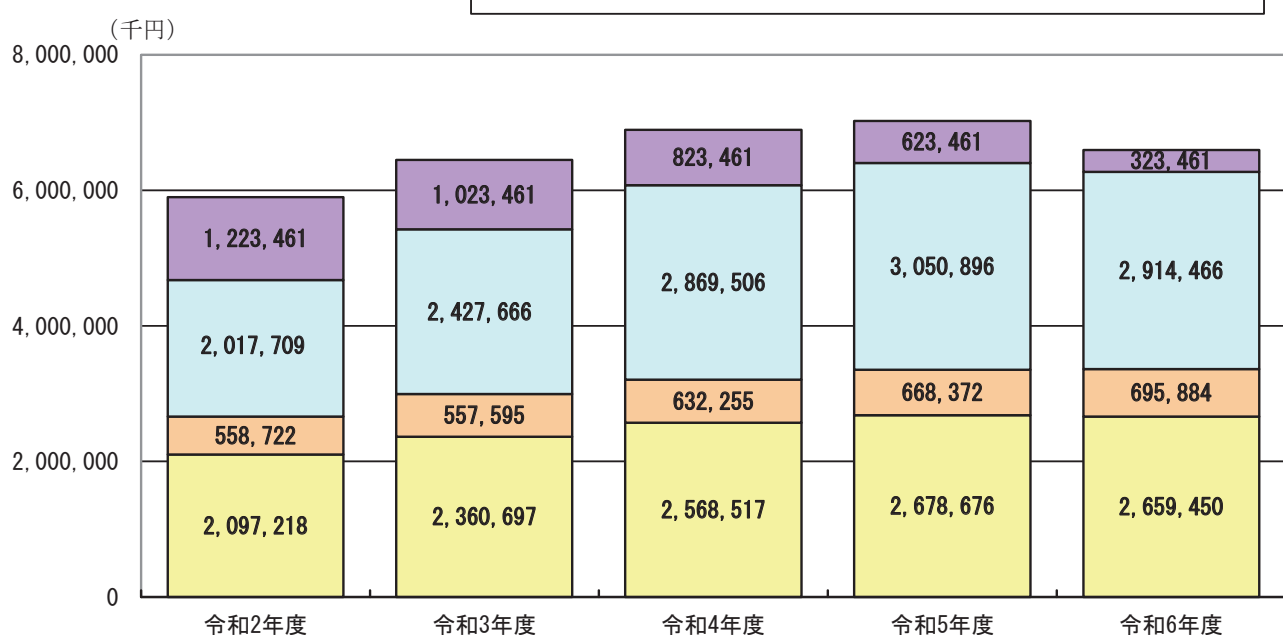
#### 県内市町村との比較

|       |      |
|-------|------|
| 0.091 | 粟島浦村 |
| 0.198 | 阿賀町  |
| 0.215 | 関川村  |
| 0.219 | 出雲崎町 |
| 0.240 | 佐渡市  |
| ⋮     | ⋮    |
| 0.483 | 県平均  |
| ⋮     | ⋮    |
| 0.642 | 新潟市  |
| 0.647 | 柏崎市  |
| 0.902 | 湯沢町  |
| 1.076 | 聖籠町  |
| 1.450 | 刈羽村  |

## 基金

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のことで、年度間の財政調整機能を担っています。令和6年度は合併振興基金や過疎地域自立的発展事業基金の取り崩しを行ったため4億2,814万4千円減少しました。今後も町税の減収や地方交付税の減額などにより財源不足を補うための取り崩しが見込まれることから、適正な基金管理が必要です。

### 基金残高の推移

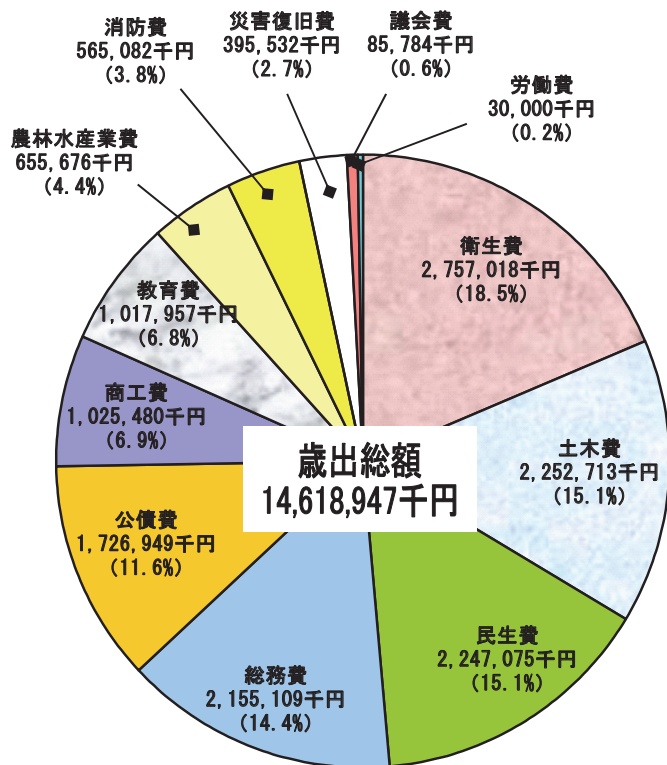


# 歳出

町のお金は何に使われているのでしょうか。

## 1 目的別分類

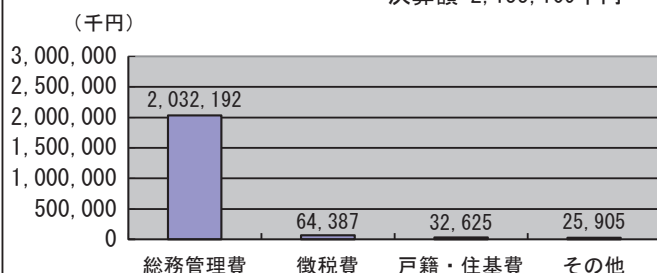
使われたお金を目的別に分類すると、衛生費、土木費、民生費などに多く使われています。



衛生費： 町民の健康管理やごみ・し尿処理経費  
土木費： 道路、住宅等の整備や維持管理経費  
民生費： 児童、高齢者、心身障害者等の福祉の充実のための経費  
総務費： 庁舎や財産の維持管理、戸籍管理、税金の徴収などに係る経費  
公債費： 借入金の元金・利子などの支払い経費  
商工費： 商工業の振興及び観光に係る経費  
教育費： 学校教育、社会教育、文化・スポーツの振興に係る経費  
農林水産業費： 農業や林業等に関する経費  
消防費： 消防活動ほか防災対策経費  
災害復旧費： 災害箇所の復旧に係る経費  
議会費： 町議会活動に係る経費  
労働費： 雇用対策等に係る経費

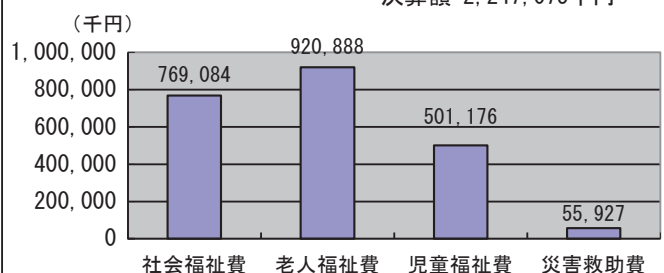
### ◇総務費の内訳

決算額 2,155,109千円



### ◇民生費の内訳

決算額 2,247,075千円

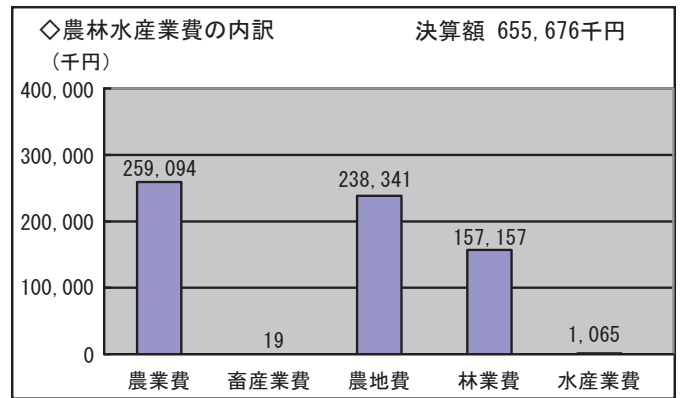
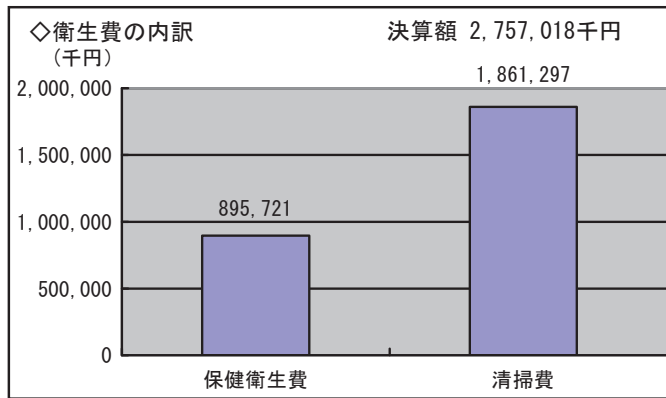


#### 総務費

「総務管理費」の中には、基金積立金 3 億 3,907 万 1 千円、ふるさと阿賀町応援寄附金事業 1 億 1,132 万 3 千円、物価高騰対策生活支援特別事業 1 億 193 万 9 千円、生活交通確保対策事業 5,945 万 6 千円等が含まれています。各行政区への交付金、役場の本庁や支所、文化福祉会館、上川会館の維持管理等の経費も「総務管理費」に含まれます。

#### 民生費

「社会福祉費」の中には低所得者に対する灯油価格高騰緊急支援事業 641 万 9 千円が含まれます。「老人福祉費」の中には、敬老会開催事業 1,621 万 7 千円や養護老人ホームきりん荘運営費 2 億 1,501 万 4 千円などが含まれています。「児童福祉費」の中には、各保育園の運営経費や児童手当に係る経費等が含まれています。

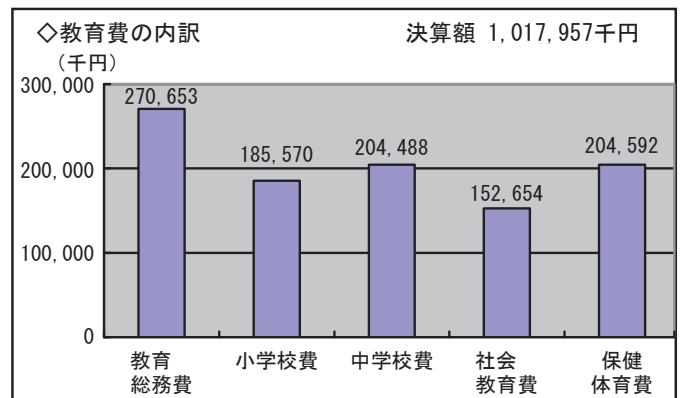
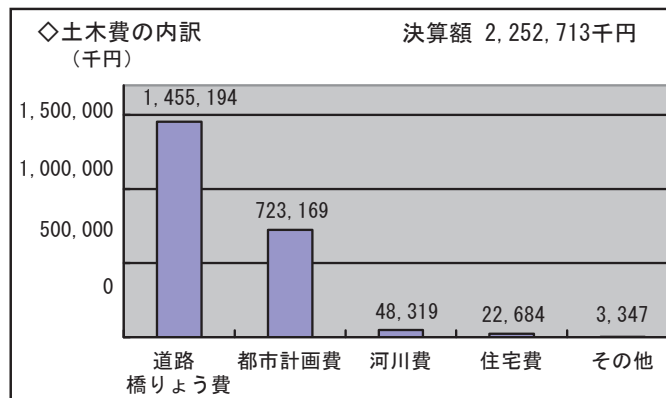


衛生費

「保健衛生費」の中には、水道事業会計への繰出金4億3,457万5千円のほか福祉バス等運行事業2,797万1千円、母子保健診査・医療費等助成事業2,751万2千円、町営診療所運営経費等が含まれます。「清掃費」には、ごみ、し尿処理に係る経費3億4,264万3千円が含まれています。

農林水産業費

「農業費」の中には、有害鳥獣対策に係る経費3,248万9千円のほか、中山間地域等直接支払事業5,461万3千円が含まれます。「農地費」には、農業用水の確保や農道維持などに係る経費や農地維持支払事業1,564万1千円が含まれています。「林業費」には林道改良、維持管理に係る経費689万8千円、たきがしら湿原、ハーバルパーク等の林業施設管理費3,253万円が含まれています。

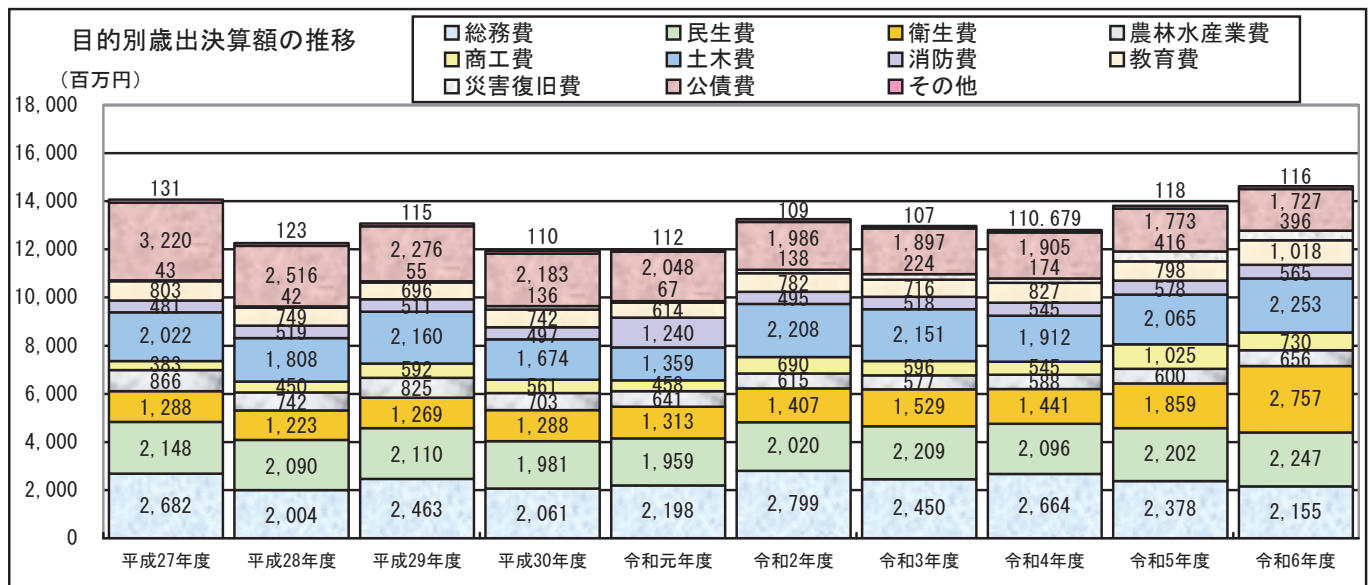


土木費

「道路橋りょう費」の中には、除排雪対策に係る経費9億7,586万1千円が含まれます。また、道路新設改良費として1億4,422万1千円が含まれています。「都市計画費」には、下水道事業会計への繰出金7億2,230万8千円が含まれています。「住宅費」には、町営住宅管理費2,170万7千円が含まれています。

教育費

「教育総務費」の中には、スクールバス運行に係る経費1億4,243万4千円、「小学校費」「中学校費」では、各学校管理に係る経費や小中学校体育館への空調設備設置事業1億1,840万円が含まれています。「社会教育費」では、公民館管理に係る経費や文化財保護、遺跡発掘に係る経費が含まれています。「保健体育費」では体育施設の管理に係る経費のほかに、学校給食に係る経費9,534万3千円が含まれています。



# 財政構造の弾力性

財政面から見た行政需要への対応能力はどうなっているのでしょうか。

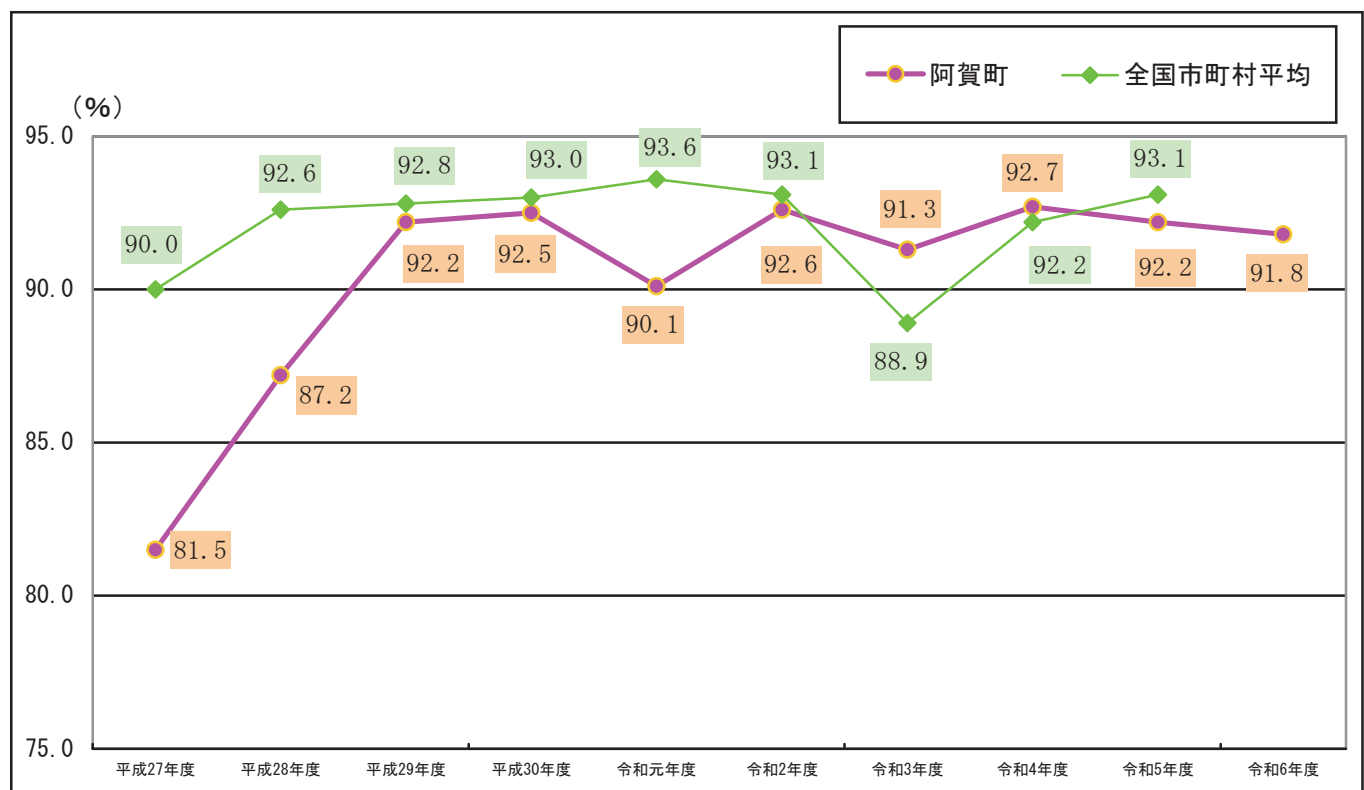
町民のニーズに的確に添えていくには、毎年支出が必要な義務的経費に充てる財源に加えて、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくため財源を確保する必要があります。こうした財源確保の程度を、財政構造の弾力性（ゆとり）といいます。

## 1 経常収支比率

財政構造の弾力性（ゆとり）を判断するための指標が経常収支比率です。地方税・普通交付税などの、使いみちを制限されない性質の毎年の収入（経常的な収入）に対する、人件費・公債費・扶助費など毎年支出される性質の支出（経常的な支出）の割合です。この割合が低いほど財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示します。

令和6年度の阿賀町の経常収支比率は、前年度比 0.4%減の 91.8%となりました。経常的な経費の削減が進まな  
いなかで普通交付税の縮減の影響もあり、依然として高い比率となっています。今後も人口減少による地方税や普通  
交付税の減額が見込まれるため、経常経費の見直しなど検討が必要です。

## 経常収支比率の推移



# 財政指標一覧

阿賀町の財政をいくつかの財政指標（全国統一の基準）でみてみましょう。

阿賀町の財政状況を、前年度と比べてどうだったか様々な角度から分析します。11の財政指標中、前年度と比べて改善されたものが6つ、悪化したものが4つとなりました。

令和6年度は、ふるさと納税寄附金等の減少により一般財源が減額しましたが、町債借り入れの増額や基金の取り崩しにより歳入総額としては増額したため、特に「一般財源比率」で悪化が見られます。一方で、以前からの地方債新規発行抑制の取り組みから公債費が減少し、特に「公債費負担比率」、「公債費比率」が改善傾向にあります。

| 性格                  | 種類                 | 基準等                                                             | 令和5年度  | 令和6年度  | 分析 |      | 令和5年度平均値 |        |
|---------------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------|--------|--------|----|------|----------|--------|
|                     |                    |                                                                 |        |        |    |      | 新潟県      | 全国     |
| 収支の均衡を示すもの          | 実質収支比率             | 標準財政規模に対する実質収支の割合。3～5%が望ましい。                                    | 5.3%   | 9.3%   | ⇒  | 良好   | 6.3%     | 5.1%   |
| ゆとりを示すもの            | 経常収支比率             | 財政構造のゆとり（弾力性）を判断するための指標。割合が低いほどゆとりがある。                          | 92.2%  | 91.8%  | ⇒  | 若干改善 | 92.7%    | 93.1%  |
|                     | 公債費負担比率            | 借入金の元金・利子に充てられた一般財源の一般財源総額に対する割合。<br>15% 警戒ライン<br>20% 危険ライン     | 17.2%  | 17.0%  | ⇒  | 若干改善 | 15.3%    | 12.1%  |
|                     | 公債費比率              | 借入金の元金・利子に充てられた一般財源の標準財政規模に対する割合。10%を越えないことが望ましい。               | 4.1%   | 3.4%   | ⇒  | 若干改善 | -        | -      |
|                     | 義務的経費比率            | 人件費・扶助費・公債費など簡単に削減することが難しい経費の割合。高いほどゆとりなし。                      | 36.1%  | 33.5%  | ⇒  | 若干改善 | -        | -      |
|                     | 財力指数<br>(3ヶ年平均)    | 行政サービスに必要な支出に対する、自前でまかなえる町税などの収入の割合。1に近いほど財力が強い。                | 0.196  | 0.198  | ⇒  | 若干改善 | 0.479    | 0.480  |
| 自主性・安定性を示すもの        | 一般財源比率             | 一般財源が収入全体に占める割合。高いほど安定・自立。                                      | 70.5%  | 65.7%  | ⇐  | 悪化   | -        | -      |
|                     | 単独事業費比率            | 国の補助等を受けずに自主的・主体的に地域の実情等に応じて実施する事業に要する経費の割合。高いほど地域の実情に沿った独自性あり。 | 5.0%   | 6.3%   | ⇒  | 若干改善 | -        | -      |
| 借金や将来の財政負担の大きさを示すもの | 実質公債費比率<br>(3ヶ年平均) | 借入金の返済状況から見た財政の健全化を表す指標。<br>18%以上 借入に許可が必要。<br>35%以上 借入に制限を受ける。 | 12.7%  | 13.0%  | ⇐  | 若干悪化 | 10.9%    | 5.6%   |
|                     | 地方債現在高比率           | 借入金の現在高の標準財政規模に対する割合。高いほど将来の財政状況のゆとりなし。                         | 166.0% | 174.7% | ⇐  | 悪化   | 111.3%   | 151.0% |
|                     | 将来負担比率             | 将来負担すべき債務の標準財政規模に対する割合。高いほど将来の財政を圧迫。                            | 65.2%  | 70.4%  | ⇐  | 悪化   | 78.7%    | 6.3%   |

# 令和6年度 健全化判断比率及び資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年6月22日法律第94号）により、地方公共団体は毎年度の決算を基に健全化判断比率および公営企業ごとの資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表することが義務づけられています。

この法律に基づき、令和6年度の健全化判断比率・資金不足比率の算定結果について皆さんにお知らせします。

## 健全化判断比率

| (単位：％)  |              |               |         |        |
|---------|--------------|---------------|---------|--------|
|         | 実質赤字比率       | 連結実質赤字比率      | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
| 阿 賀 町   | —<br>(△9.27) | —<br>(△10.60) | 13.0    | 70.4   |
| 早期健全化基準 | 13.83        | 18.83         | 25.0    | 350.0  |
| 財政再生基準  | 20.00        | 30.00         | 35.0    |        |

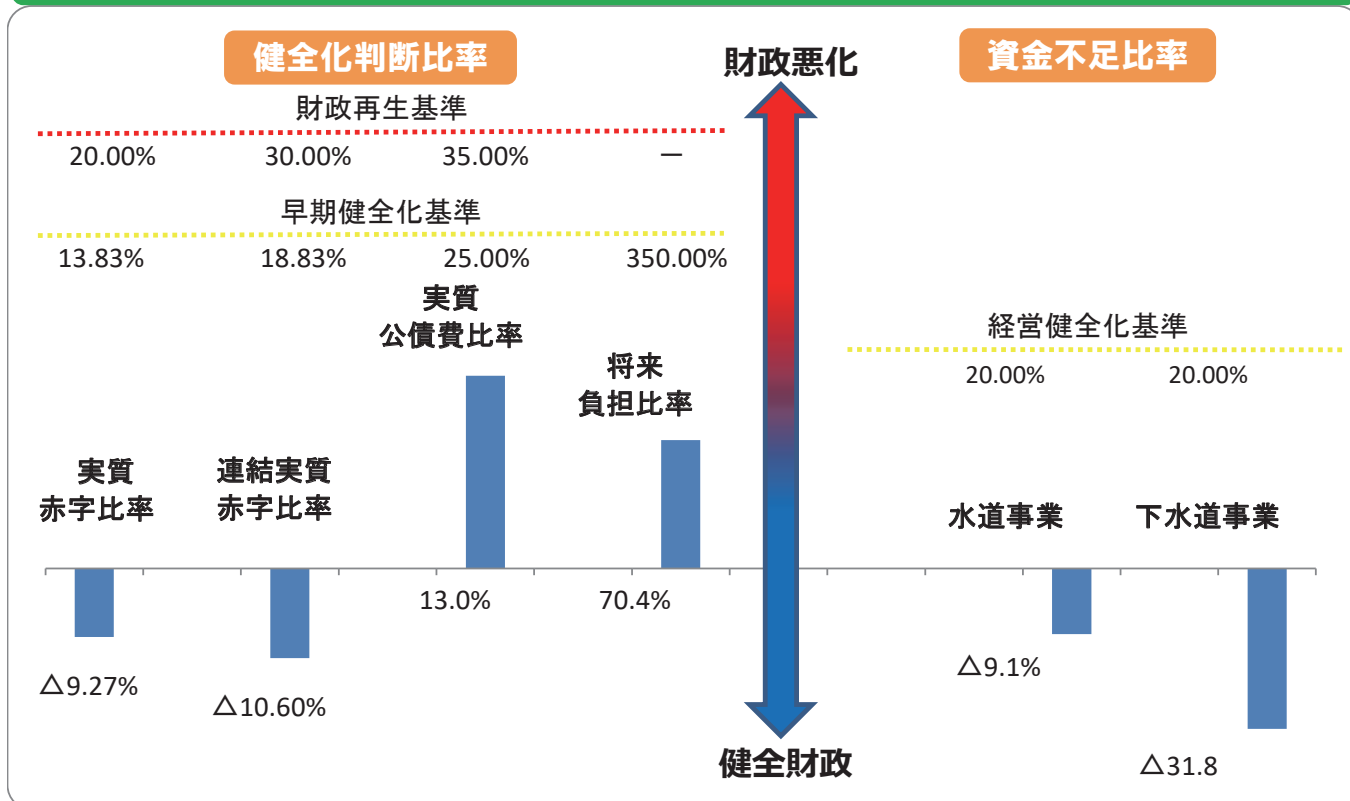
※実質赤字額・連結実質赤字額がないため「—」で表示し、参考に黒字額の比率を（△）で表示しています。

## 資金不足比率

| (単位：％)  |             |              |
|---------|-------------|--------------|
|         | 水道事業会計      | 下水道事業特別会計    |
| 阿 賀 町   | —<br>(△9.1) | —<br>(△31.8) |
| 経営健全化基準 | 20.0        | 20.0         |

※資金不足比率がないため「—」で表示し、参考に資金剰余の比率を（△）で表示しています。

## 健全化判断比率・資金不足比率の指標



# 制度解説

## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要

平成21年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行され、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」といった指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化や再生を図ることとされました。

| 健全段階                                                                                                                                                                                    | 財政の早期健全化段階                                                                                                                                                                          | 財政の再生段階                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○指標の整備と情報開示の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フロー指標: 実質収支比率<br/>連結実質赤字比率<br/>実質公債費比率</li> <li>・ストック指標: 将来負担比率<br/>三セク等を含めた実質的負債による指標<br/>→監査委員の審査に付し議会に報告し公表</li> </ul> | <p>○自主的な改善努力による財政健全化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け</li> <li>・実施状況を毎年度議会に報告し公表</li> <li>・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告</li> </ul> | <p>○国等の関与による確実な再生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け</li> <li>・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる</li> <li>・財政運営が計画に適合しないと認められる場合においては、予算の変更等を勧告</li> </ul> |

阿賀町はすべての指標において「健全段階」であり、早期健全化段階を下回る水準となっています。

## 健全化判断比率等の対象

| 健全化判断比率等算定対象会計名称 |                                        |                  |          |
|------------------|----------------------------------------|------------------|----------|
| 阿賀町              | 一 般 会 計                                | 一般会計等            | 実質赤字比率   |
|                  | 診 療 所 特 別 会 計                          |                  |          |
|                  | 町営スキー場事業特別会計                           |                  |          |
|                  | 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計                    | 公営事業会計           | 連結実質赤字比率 |
|                  | 介 護 保 険 特 別 会 計<br>( 保 険 事 業 勘 定 )     |                  |          |
|                  | 介 護 保 険 特 別 会 計<br>( サ ー ビ ス 事 業 勘 定 ) |                  |          |
|                  | 水 道 事 業 会 計                            | 公営企業会計           | 資金不足比率   |
|                  | 下 水 道 事 業 会 計                          |                  |          |
| 新潟県市町村総合事務組合     |                                        | ※公営企業会計<br>ごとに算定 | 実質公債費比率  |
| さくら福祉保健事務組合      |                                        |                  |          |
| 新潟県中東福祉事務組合      |                                        |                  |          |
| 五泉地域衛生施設組合       |                                        |                  |          |
| 新潟県後期高齢者医療広域連合   |                                        |                  |          |
| 財団法人上川農業振興公社     |                                        | 地方公社<br>第三セクター等  | 将来負担比率   |
| 財団法人三川農業振興公社     |                                        |                  |          |
| 株 式 会 社 阿 賀 の 里  |                                        |                  |          |

※公営企業会計ごとに算定

# 実質赤字比率

## 実質赤字比率とは

当該地方公共団体の一般会計等（一般会計・診療所特別会計・町営スキー場事業特別会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で経常的に収入される一般財源の規模）に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化したもので、**財政運営の悪化の度合い**を測るための基礎的な指標です。

## 実質赤字比率の算定方法

一般会計等の実質赤字額 △ 714,569

標準財政規模 7,705,700

=

実質赤字比率

△9.27%

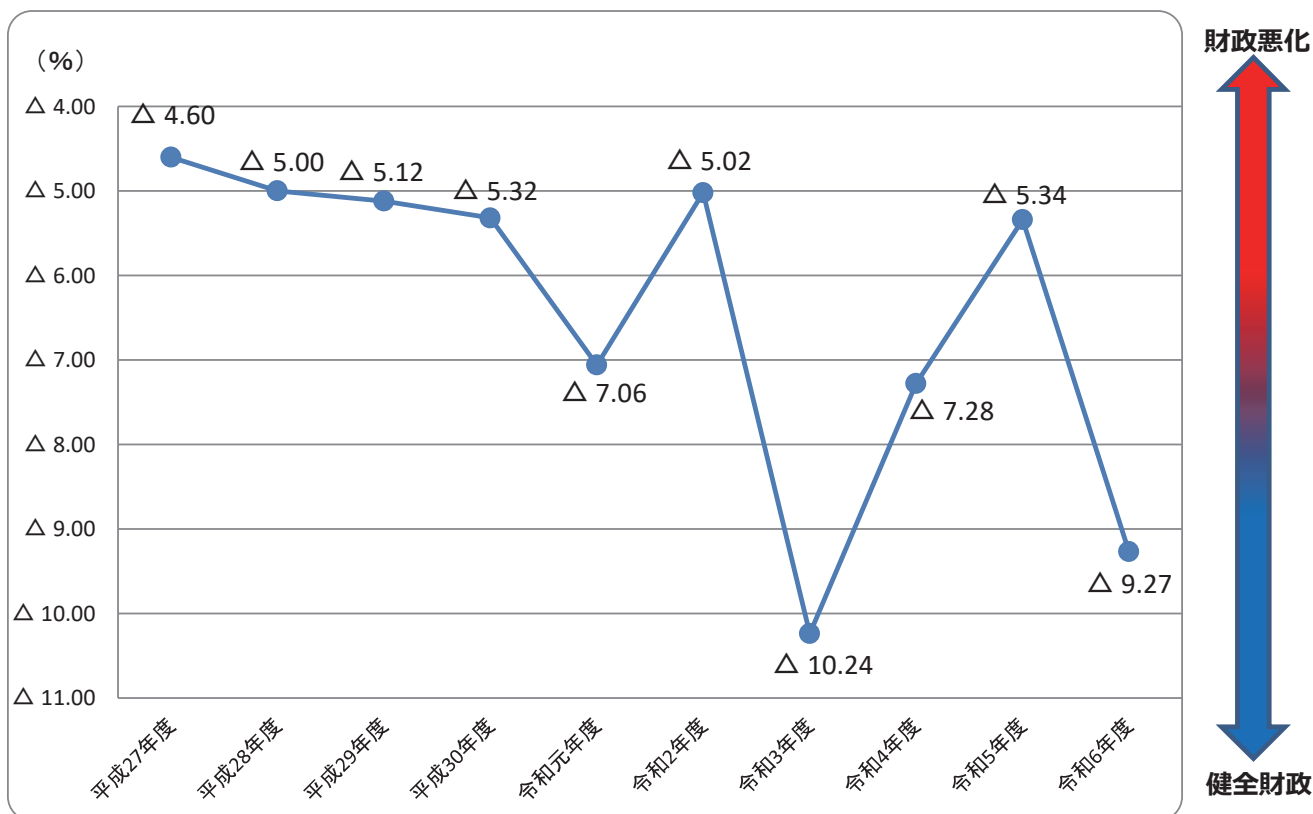
早期健全化基準 13.83%

財政再生基準 20.00%

## 実質赤字比率の状況

阿賀町の一般会計等の実質収支額は7億1,456万9千円の黒字となっており、赤字は発生していませんが、新たな行財需要や激甚化する自然災害に対応するため、今後も財政の健全化に取り組んでいく必要があります。

## 実質赤字比率の推移



# 連結実質赤字比率

## 連結実質赤字比率とは

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計（一般会計等・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計・水道事業会計・下水道事業特別会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したもので、**地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合い**を示す指標です。

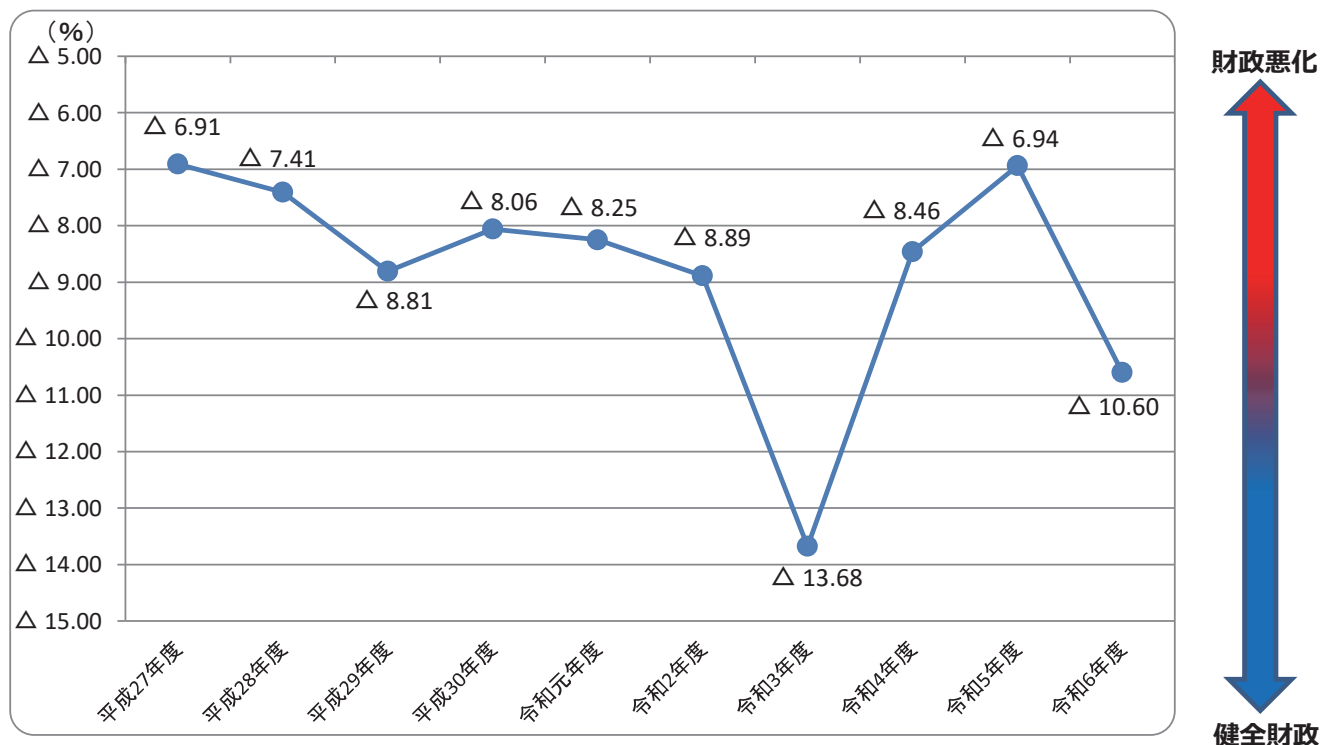
## 連結実質赤字比率の算定方法

|         |           |   |          |          |
|---------|-----------|---|----------|----------|
| 連結実質赤字額 | △ 817,130 | = | 連結実質赤字比率 | △ 10.60% |
| 標準財政規模  | 7,705,700 |   | 早期健全化基準  | 18.83%   |
|         |           |   | 財政再生基準   | 30.00%   |

## 連結実質赤字比率の状況

阿賀町の全会計における実質黒字及び資金剰余額の合計は8億1,713万円となり、実質赤字及び資金不足額は発生していませんが、今後も財政の健全化に引き続き取り組んでいく必要があります。

## 連結実質赤字比率の推移



# 実質公債費比率

## 実質公債費比率とは

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率（3ヵ年平均）です。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したもので、**資金繰りの程度**を示す指標です。

## 実質公債費比率の算定方法

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

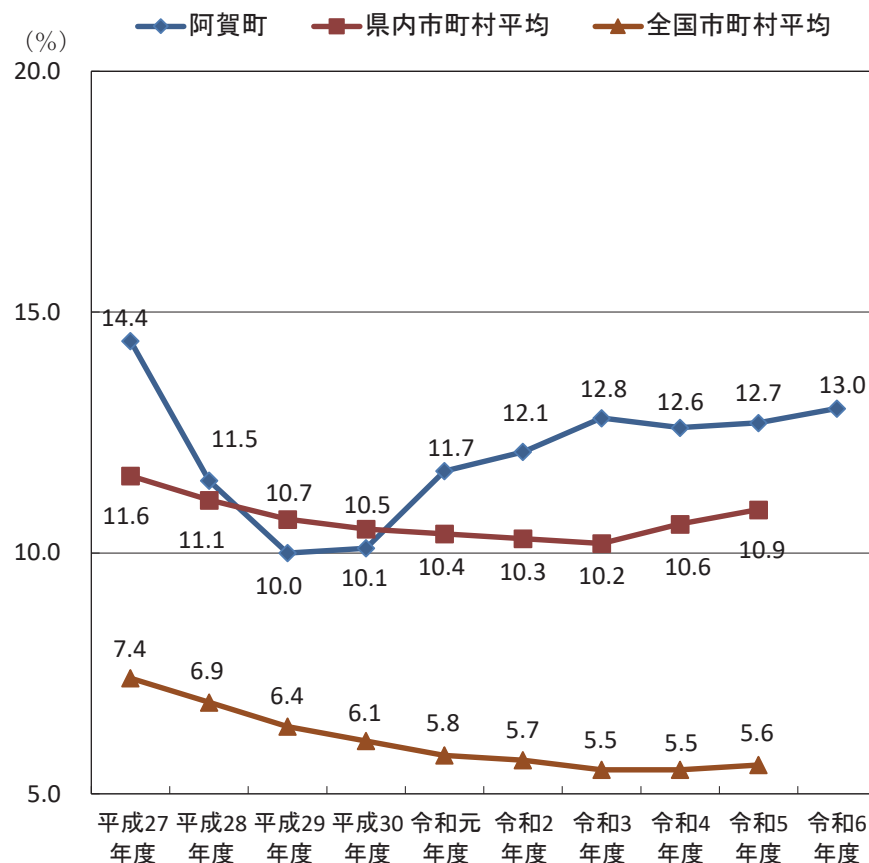
標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

| 実質公債費比率<br>(令和4年単年度) | 12.6% | 実質公債費比率<br>(令和5年単年度) | 13.4% | 実質公債費比率<br>(令和6年単年度) | 13.2% | 実質公債費比率<br>(3ヵ年平均) | 13.0% |
|----------------------|-------|----------------------|-------|----------------------|-------|--------------------|-------|
| 722,972              |       | 790,224              |       | 795,667              |       | 早期健全化基準            | 25.0% |
| 5,743,637            |       | 5,886,396            |       | 6,010,356            |       | 財政再生基準             | 35.0% |

## 実質公債費比率の状況

阿賀町の実質公債費比率は、前年度に比べ、単年度では0.2ポイント改善したものの、3ヵ年平均では0.3ポイント悪化しました。県内市町村平均・全国市町村平均と比べても比率は高く、町債の新規発行の抑制や普通交付税措置のない地方債は発行しないなどの徹底した地方債管理が必要です。また、公営企業会計への繰出金の増加が比率の悪化につながるため、公営企業会計においては収入確保及び歳出削減に努めることにより、繰出金を抑制する必要があります。

## 実質公債費比率の推移



## 県内市町村の状況 (令和5年度)

(%)

|       |         |
|-------|---------|
| 14.2  | 三條市     |
| 13.7  | 十日町市    |
| 13.3  | 燕市      |
| ⋮     | ⋮       |
| ⋮     | ⋮       |
| 12.7  | 阿賀町     |
| 10.9  | 県内市町村平均 |
| ⋮     | ⋮       |
| ⋮     | ⋮       |
| 7.3   | 長岡市     |
| 7.1   | 五泉市     |
| 7.0   | 妙高市     |
| 5.3   | 粟島浦村    |
| △ 1.7 | 刈羽村     |

財政悪化

健全財政

# 将来負担比率

## 将来負担比率とは

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の、現時点での残高を指標化したもので、**将来財政を圧迫する可能性の度合い**を示す指標です。

## 将来負担比率の算定方法

将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額+  
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)  
4,234,678

標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る  
基準財政需要額算入額)  
6,010,356

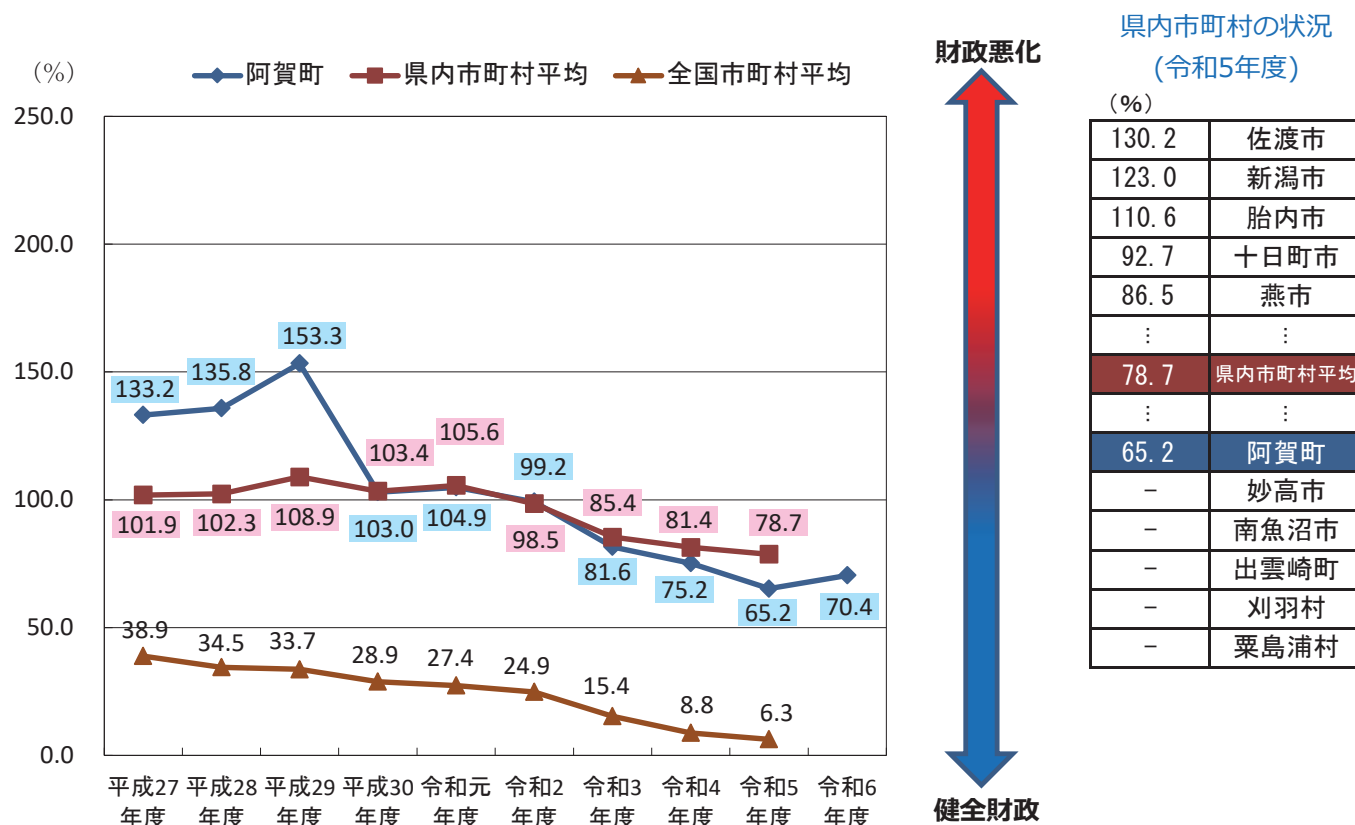
将来負担比率 70.4%

早期健全化基準 350.0%

## 将来負担比率の状況

阿賀町の将来負担比率は前年度に比べ5.2ポイント悪化しました。全国平均と比べると依然として高い水準にあり、一般会計や公営企業会計の地方債残高が比率を悪化させている要因となっています。このため、町債の繰上償還の実施及び新規発行の抑制、特に普通交付税措置のない地方債は発行しない等の徹底した地方債管理が必要となっています。

## 将来負担比率の推移



# 資金不足比率

## 資金不足比率とは

当該地方公共団体の公営企業会計（水道事業会計・下水道事業会計）ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したもので、**経営状態の悪化の度合い**を示す指標です。

## 資金不足比率の算定方法

### 水道事業会計（公営企業法適用企業）

|       |   |          |   |                          |                |
|-------|---|----------|---|--------------------------|----------------|
| 資金不足額 | = | △ 22,511 |   |                          |                |
| 事業の規模 | = | 247,178  |   |                          |                |
|       |   |          | = | <b>水道事業会計<br/>資金不足比率</b> | <b>△ 9.1 %</b> |
|       |   |          |   |                          | 経営健全化基準 20.0%  |

### 下水道事業会計（公営企業法適用企業）

|       |   |          |   |                           |                 |
|-------|---|----------|---|---------------------------|-----------------|
| 資金不足額 | = | △ 41,469 |   |                           |                 |
| 事業の規模 | = | 130,327  |   |                           |                 |
|       |   |          | = | <b>下水道事業会計<br/>資金不足比率</b> | <b>△ 31.8 %</b> |
|       |   |          |   |                           | 経営健全化基準 20.0%   |

## 資金不足比率の状況

阿賀町はいずれの会計も資金不足額は発生していません。しかし、施設の維持修繕費は増加し、人口減少等により使用料収入の増加も見込めないことから、経営状況が良いわけではありません。

下水道事業会計については、令和6年度から法適用企業会計に移行した影響で、令和5年度決算から数値が大きく変動しております。

水道、下水道事業会計ともに一般会計からの繰入を行っており、これは実質公債費比率及び将来負担比率の上昇につながることから、引き続き経営の健全化に取り組んでいく必要があります。

## 資金不足比率の推移

